

各指定（介護予防）居宅サービス事業所 管理者 様  
（高松市内に住所を有する事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
在宅サービスグループ

指定（介護予防）居宅サービス事業所に係る変更届の留意事項について

標記については、平成27年 3月 2日付け26長寿第73613号にて、お知らせしているところですが、運用に当たっては、下記の点に留意ください。

記

- (1) 下記の参考例の場合は、管理者の変更が1回、従業者の員数の変更が3回あるが、県への届出は、平成26年10月1日及び平成27年4月1日のみで可。
- (2) 下記の参考例の場合に、変更届に添付する書類は、次のとおり。
  - ① 平成26年10月1日分
    - ・管理者の変更に伴う必要書類（管理者経歴書、勤務形態一覧表[平成26年10月分]、誓約書、役員名簿、管理者の雇用契約書（又は辞令）の写し【原本証明要】、資格者証の写し）
    - ・従業者の員数変更に伴う必要書類（勤務形態一覧表[平成26年10月分]、従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し【原本証明要】、資格者証の写し）

※従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し及び資格者証の写しについては、平成26年4月1日から変更があった従業者のもののみで可。下記の参考事例の場合には、2名（F、G）が変更になっているので、当該従業者のものを添付する。

※変更届に添付する必要のない従業者の雇用契約書（又は辞令）及び資格者証の写しについても、事業所において、保管しておくこと。下記の参考事例の場合、1名（E）については、変更届に添付する必要はないが、事業所において保管しておくこと。
  - ② 平成27年4月1日分
    - ・従業者の員数変更に伴う必要書類（上記（2）①と同じ。勤務形態一覧表は平成27年4月分を添付すること。）

※従業者の雇用契約書（又は辞令）の写し及び資格者証の写しについては、平成26年10月1日から変更があった従業者のもののみで可。下記の参考事例の場合には、1名（I）が変更になっているので、当該従業者のものを添付する。1名（H）については、変更届に添付する必要はないが、事業所において保管しておくこと。
- (3) 変更届の「変更の内容」欄中、「変更前」欄には、県への直近の届出内容を記載すること。
  - ① 平成26年10月1日分

下記の参考例の場合には、「変更前」欄に、「管理者 A」、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 3 名」と記載し、「変更後」欄に、「管理者 J」、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 5 名」と記載すること。

② 平成 27 年 4 月 1 日分

下記の参考例の場合には、「変更前」欄に、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程修了者 5 名」と記載し、「変更後」欄に、「従業者の員数変更 訪問介護員等 2 級課程終了者 6 名」と記載すること。

(4) 下記の参考例の場合には、変更届の「変更年月日」欄には、平成 26 年 10 月 1 日に係るものについては、「平成 26 年 10 月 1 日」、平成 27 年 4 月 1 日に係るものについては、「平成 27 年 4 月 1 日」と記載すること。

(5) 運営規程は、従業者の員数に変更になる都度、事業所において変更を行っておくこと。その場合、運営規程の「附則」欄に変更日の履歴を記載しておくこと。

**【参考例】** 平成 26 年 4 月 1 日時点での変更届を県に提出しており、管理者が平成 26 年 10 月 1 日に変更し、訪問介護員等の員数が複数回変更となる場合

平成 26 年 4 月 1 日	管理者 A	訪問介護員等	2 級課程修了者	3 名 (B、C、D)
平成 26 年 7 月 1 日	管理者 A	訪問介護員等	2 級課程修了者	4 名 (B、C、D、 <u>E</u> )
平成 26 年 10 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	5 名 (B、C、D、 <u>F、G</u> )
平成 26 年 11 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	6 名 (B、C、D、F、G、 <u>H</u> )
平成 27 年 4 月 1 日	管理者 J	訪問介護員等	2 級課程修了者	6 名 (B、C、D、F、G、 <u>I</u> )

※参考例に掲げる内容の変更が生じた場合の運営規程附則の記載例

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。